

高齢運転者等標章申請等事務取扱要領の制定について

平成22年4月16日

栃交規第275号ほか例規通達

高齢運転者等標章の交付等について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

主な内容

- ・ 申請の受理、高齢運転者等標章の作成交付場所
- ・ 新規申請の受理
- ・ 再交付申請の受理
- ・ 高齢運転者等標章の返納
- ・ 記載事項変更届出の手続き
- ・ 関係公安委員会への通知